

改正後（新要綱）	現行要綱
<p>別紙 IN-S1</p> <p style="text-align: center;">（作成日：平成 30 年 6 月 22 日） （最終更新日：令和 3 年 4 月 1 日）</p> <p style="text-align: center;">インド向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1. 目的 この要綱は、インド向け輸出水産食品（食品衛生に係る証明を要し、動物衛生に係る証明を要しないものに限る。）について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行、第 14 条に基づく適合施設の認定及び第 19 条に基づく定期的な確認等に関する手続を定めるものである。</p> <p>2. 定義 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) インド向け輸出水産食品：我が国からインドに輸出される水産食品（生鮮品（冷蔵及び冷凍）、燻製品、乾燥品、缶詰等を含み、冷凍養殖水産物の一部を含まない。）</p> <p>(2) 認定施設：インド向け輸出水産食品を最終加工（単なる保管を除く。本要綱において同じ。）する施設であって、本要綱に基づき認定された施設</p> <p>(3) 輸出先国規制対策課：農林水産省食料産業局輸出先国規制対策課</p> <p>(4) 食品監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 (削除)</p> <p>(5) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局</p> <p>(6) 証明書：インド向け輸出水産食品のための衛生証明書</p> <p>(7) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人</p> <p>(8) 輸出者：認定施設のインド向け輸出水産食品を輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者</p> <p>(9) 証明書発行機関：<u>北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局（本要綱において「地方農政局等」と総称する。）並びに輸出先国規制対策課</u></p> <p>(10) 登録検査機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。本要綱において「法」という。）第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>別紙 IN-S1</p> <p style="text-align: center;">（作成日：平成 30 年 6 月 22 日） （最終更新日：令和 2 年 12 月 21 日）</p> <p style="text-align: center;">インド向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1. 目的 この要綱は、インド向け輸出水産食品（食品衛生に係る証明を要し、動物衛生に係る証明を要しないものに限る。）について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号。<u>本要綱において「施行規則」という。</u>）第 3 及び 5 条に基づく衛生証明書の発行、第 14 <u>及び 16</u> 条に基づく適合施設の認定、<u>第 19 条</u>に基づく定期的な確認等に関する手続を定めるものである。</p> <p>2. 定義 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) インド向け輸出水産食品：我が国からインドに輸出される水産食品（生鮮品（冷蔵及び冷凍）、燻製品、乾燥品、缶詰等を含み、冷凍養殖水産物の一部を含まない。）</p> <p>(2) 認定施設：インド向け輸出水産食品を最終加工（単なる保管を除く。本要綱において同じ。）する施設であって、本要綱に基づき認定された施設 (新設)</p> <p>(3) 食品監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課</p> <p>(4) 地方厚生局：厚生労働省地方厚生局健康福祉部食品衛生課</p> <p>(5) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局</p> <p>(6) 証明書：インド向け輸出水産食品のための衛生証明書</p> <p>(7) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人</p> <p>(8) 輸出者：認定施設のインド向け輸出水産食品を輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者</p> <p>(9) 証明書発行機関：<u>認定施設を管轄する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であって、施設の認定手続及び証明書発行をする機関</u></p> <p>(10) 登録検査機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。本要綱において「法」という。）第 4 条第 9 項に<u>定める</u>登録検査機関</p> <p>3. <u>証明書発行機関</u> <u>証明書を発行する機関は、認定施設を管轄する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されない地域にあっては、当該地域を管轄する地方厚生局において発行を行うこととする。</u></p> <p>4. <u>証明書発行機関等の登録手続</u> <u>(1) 都道府県等衛生部局は証明書を発行するに当たっては、別紙様式 9 により、証明書発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章並びに署名者の氏名、肩書（英語）及び署名（本要</u></p>

### 3. 施設の認定手続等

(削除)

#### (1) 認定施設の要件

認定施設は、次のいずれかに該当する施設とする。ただし、ア又はイに該当する取扱施設については、ウの要件についても満たすこと。

ア 法第 52 条に基づく営業許可を有する施設であること。

イ 条例等による食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設であること。

ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が 90 点以上）であること。

#### (2) インド向け輸出水産食品の施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式 1 の申請書を、(1) の要件を確認するために必要な書類（(1) のア及びイについては営業許可証又は届出書の写し等、ウについては食品衛生監視票の写し等）を添付し、別表により申請先に提出すること。

イ 地方農政局等は、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により (1) の要件に適合しているかどうかを審査し、審査の結果、問題がない施設については、別紙様式 2 の報告を輸出先国規制対策課に提出すること。

ウ 輸出先国規制対策課は、イによる報告の提出があったときは、報告に係る施設に認定番号を付与し、食品監視安全課及び地方農政局等に対して、認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は、都道府県等衛生部局に、アの提出を受けた地方農政局等は、施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。

エ 輸出先国規制対策課は、農林水産省のホームページ上で施設認定リストを公表し、当該リストに記載された施設については、公表時点以後、本要綱に基づき認定された施設として取り扱う。

#### (3) 認定施設に関する認定事項の変更等

ア 認定施設責任者は、認定事項（施設名称、所在地等の別紙様式 1 の申請書の記載事項をいう。）の変更があるときは、別紙様式 3 の申請書を、変更内容が確認できる書類を添付し、別表の申請先に提出す

綱において「証明書発行機関名等」という。）を、食品監視安全課宛てに申請をすること。なお、印章については、各証明書発行機関につき 1 つとする。

(2) 食品監視安全課は、証明書発行機関の登録の申請を受理した後、インド側に当該証明書発行機関名等を連絡する。

(3) 食品監視安全課は、インド側から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を農林水産省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関に連絡する。なお、当該公表をもって、証明書発行機関等の登録手続の完了とする。

(4) 証明書発行機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに、別紙様式 9 により、食品監視安全課あてに登録事項の変更を申請する。食品監視安全課は、申請内容の確認を行った後、(2) 及び(3) に準じて手続を行う。

### 5. インド向け輸出水産食品の最終加工施設の認定

#### (1) インド向け輸出水産食品の最終加工施設の認定手続

インド向け輸出水産食品の認定施設として認定を受けようとする者は、別紙様式 1 により、証明書発行機関に認定の申請を行う。

認定申請を受理した証明書発行機関は申請者が(2)に掲げる要件に適合するかどうかの審査を行う。その際、(2) ア及びイについては営業許可証又は届出書の写し等、(2) ウについては食品衛生監視票等により確認し、要件に適合する施設については証明書発行機関が認定番号を付して、食品監視安全課に別紙様式 2 を提出する。

なお、「認定番号」は、上 2 桁は IN、次の 4 桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号（符号が 2 桁の場合は、続けて 00 を付すこと。例：北海道 0100）、7 桁目以降に当該施設の番号を 001 から付すこと（例：北海道 IN0100001、那覇市保健所 IN4731001）。

#### (2) 認定の要件

認定の要件は次のアからウまでのいずれかに該当すること。ただし、ア又はイに該当する取扱施設については、ウの要件についても満たすこと。

ア 法第 52 条に基づく営業許可を有する施設であること。

イ 条例等による食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設であること。

ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が 90 点以上）であること。

#### (3) 施設の認定及び公表の手続

食品監視安全課は、(1) により提出があったときは、速やかに農林水産省のホームページ上で施設認定リストを公表するとともに、公表した旨を証明書発行機関及び都道府県等衛生部局に連絡する。証明書発行機関は施設認定申請者にその旨を連絡する。

なお、当該公表をもって、当該施設が認定されたものとする。

#### (4) 認定施設の認定事項の変更及び認定施設の認定の廃止の申請、公表の手続

認定施設責任者は、認定事項を変更しようとする場合は、変更された認定事項が明らかとなる書類を添付し、別紙様式 3 により、証明書発行機関宛てに変更の申請を行う。証明書発行機関は、当該変更の

ること。

イ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、別紙様式 4 の認定廃止願を、認定申請時の申請先に提出すること。

ウ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、(2) イからエまでに準じて行う。

(4) 認定施設の定期的な確認

ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められた場合には、食品監視安全課に報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、輸出先国規制対策課に連絡を行う。

イ 認定施設責任者は、アの監視指導を受けたときは、その都度、別表の報告先に内容を報告すること。

ウ 地方農政局等は、イに基づき認定施設責任者から提出される監視指導内容の報告により、認定施設が(1)に規定する要件に適合していることを確認し、当該内容等を輸出先国規制対策課に連絡すること。

(5) 認定の取消し等

ア 輸出先国規制対策課は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

① (4) の定期確認の結果、(1) の要件に適合しなくなったと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。

② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。

③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。

④ その他相当の理由があると認めるとき。

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、(2) イからエまでに準じて行う。

4. 証明書の発行

(1) 証明書の発行要件

証明書の発行は、インド向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

なお、証明書発行機関は、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること。

イ 別紙様式 5－1（1. 輸出水産食品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ 3（1）のアからウまでのいずれかに該当する取扱施設において最終加工されたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。

エ 登録検査機関の試験成績書の結果が、4（2）ア⑤に基づく検査基準を満たしていること（別途検査に係る通知等が定められているときに限る。）。

(2) 証明書の発行手続等

ア 輸出者は、インド向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式 5－1 に以下の①から⑦までの書類等を添付して、誓約事項を了承の上、別表の申請先に提出すること（なお、③を申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 5－1（1. 輸出水産食品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。）。

生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望する場合は、手続を円滑に行うため、事前に申請先に相談するなど連携を図ること。

なお、電子メールによる申請を行う場合は、別添によること。

① インボイスの写し

申請が認定要件を満たすことを確認した後、別紙様式 2 により食品監視安全課に認定事項の変更の依頼を行う。

認定施設責任者は、認定施設を廃止する場合は、別紙様式 4 により、証明書発行機関に認定施設の廃止の届出を行う。証明書発行機関は、廃止の届出があったときは、別紙様式 2 により食品監視安全課に依頼を行う。

認定施設の変更及び廃止の公表及び連絡は、(3) の規定を準用する。

(5) 認定施設の定期的な確認

都道府県等衛生部局は、管内の認定施設が食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可が取消しされるなどの問題が認められた場合には、証明書発行機関の場合は食品監視安全課に、証明書を発行しない都道府県等衛生部局の場合は地方厚生局を通じて食品監視安全課に連絡する。

(新設)

(新設)

(6) 認定の取消し等

証明書発行機関又は食品監視安全課は、(5)、6（5）又は 7（1）の結果、認定施設が(2)の要件に適合しないと判断した場合は、認定施設に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア. 改善指導

イ. 証明書の発行停止

ウ. 認定の取消し

認定の取消しの公表及び連絡は、(3) の規定を準用する。

6. 証明書の発行

(新設)

(1) 証明書の発行申請

輸出者は、インド向け輸出水産食品の輸出を行おうとするときは、その都度別紙様式 5－1（日本語及び英語）及び別紙様式 6（I から III までに英語で記入）に以下のアからキまでの書類を添付して、誓約事項を了承の上、認定施設を管轄する証明書発行機関に証明書の発行の申請を行う（ウ. を申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。証明書の発行の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

ア. インボイスの写し

- ② パッキング・リストの写し
- ③ 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し
- ④ 食品衛生監視員による監視指導の結果、認定施設において一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる書類（食品衛生監視票等）の写し。

※ 同一の輸出者が同一の認定施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式 5－1 への記載により添付を省略することができることとする。

- ⑤ 必要に応じ別途定める通知等に基づき、登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から 1 年以内（3 年以上の輸出実績があり、過去 3 年間の検査結果に問題が認められなかった場合には 3 年以内）の試験成績書の写し（別途検査に係る通知等が定められているときに限る。）

※ 同一の輸出者が同一の認定施設で加工された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略することができることとする。

- ⑥ 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し
- ⑦ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

※ 別紙様式 5－1 のコンテナ番号及び封印番号については、申請時までには判明しない場合は、空欄の状態でも提出可能とするが、証明書発行日までに、別紙様式 5－2 を提出すること。

イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、速やかに別紙様式 6 により証明書原本を交付する。

ウ 証明書発行機関は、証明書発行申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 証明書発行機関は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から 3 年間保存する。

オ 地方農政局等は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式 9 により新年度の 4 月末日までに輸出先国規制対策課に報告する。なお、発行実績がないときは 0 件として報告すること。

イ. パッキング・リストの写し

ウ. 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し

エ. 食品衛生監視員による監視指導の結果、認定施設において一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる書類（食品衛生監視票等）の写し（証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る。）。

※ 同一の輸出者が同一の認定施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式 5－1 への記載により添付を省略することができる。

オ. 登録検査機関において、必要に応じて別途定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から 1 年以内（3 年以上の輸出実績があり、過去 3 年間の検査結果に問題が認められなかった場合には 3 年以内）の試験成績書の写し

※ 同一の認定施設で加工された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略することができる。

カ. 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し

キ. その他証明書発行機関が必要と認める書類

※ コンテナ番号及び封印番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、証明書発行日までに、証明書発行機関宛てに別紙様式 5－2 により届け出ること。

## （2）証明書の発行要件

証明書発行機関は、インド向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合する場合に証明書を発行する。

なお、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア. 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること。

イ. 別紙様式 5－1（1. 輸出水産食品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ. 5（2）のア～ウまでのいずれかに該当する取扱施設において最終加工されたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。エ. 登録検査機関の試験成績書の結果が、6（1）オに基づく検査基準を満たしていること。

## （3）証明書の発行手続

証明書発行機関は、以下の点に留意しつつ、別紙様式 6 の証明書に必要事項を記入の上、担当者が署名し、印章を押印した後に、証明書原本を輸出者に速やかに交付するとともに、その写し及び別紙様式 5－1 及び別紙様式 5－2 を 3 年間保存する。

ア. 証明書の必要事項は英語で記載すること。

イ. 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

・ 都道府県等衛生部局の発行番号：

上 2 桁は IN、次の 4 桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号（符号が 2 桁の場合は、続けて 00 を付すこと。例：北海道 0100）、次の 1 桁はハイフン、次の 2 桁は西暦の下 2 桁（年度）、10 桁目以降に 0001 から番号を付すこと。（例：北海道 IN0100-180001、那覇市保健所 IN4731-180001）

・ 地方厚生局の発行番号：

上 2 桁は、IN、次の 4 桁は北海道厚生局は 9991、東北厚生局は 9992、関東信越厚生局は 9993、東海北陸厚生局は 9994、近畿厚生局は 9995、中国四国厚生局は 9996、九州厚生局は 9997、次の 1 桁はハイフン、次の 2 桁は西暦の下 2 桁（年度）10 桁目以降に 0001 から番号を付すこと。（例：北海道厚生局 IN9991-180001）

ウ。「Inspection body」、「Phone」、「Facsimile」及び「E-mail」には、4 において登録した事項を記載すること。

エ。「Place」には、証明書発行機関が所在する都道府県名を記載、「Date」には証明書発行日を、「Signature of official inspector」には担当者の署名を、「Name and qualification in capital」には担当者の氏名及び肩書を記載し、「Stamp」には証明書発行機関の印章を押印すること。

なお、本要綱において、「IV.Attestation」の 4) 及び 5)、「The above fishery products shall comply with the relevant standards of Food Safety and Standards Authority of India and/or any other regulatory authority of the Government of India.」の記載は、証明事項ではない。後者は関係事業者がインドの食品安全に係る関係規定を遵守すべきという主旨の一般的な記載である。

(4) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になり、証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式 7 の取消願を提出すること。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、証明書発行機関に速やかに取消願を提出するとともに証明書を返却すること。なお、証明書の返却が確認されるまでの間、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

(5) 違反した輸出水産食品等に対する対応

インドの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をインド政府から受けるなど、インド向け輸出水産食品に問題が発生した場合、食品監視安全課は、証明書発行機関を通じて、輸出者及び認定施設に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置を採るものとする。

なお、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと食品監視安全課が判断した場合にあっては、食品監視安全課の指示により、検査の強化等を解除する。

(6) 証明書の発行停止等

証明書発行機関又は食品監視安全課は、(1)、(4) 又は (5) の内容が適正に実施されていないと判断した場合、輸出者に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア. 改善指導

イ. 証明書の発行の停止

なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課にその旨連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、農林水産省のホームページ上でその旨を公表するとともに全ての証明書発行機関に周知する。

(7) 証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式 10 により、新年度の 4 月末日までに食品監視安全課宛て報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

7. その他

(1) 認定施設に対する調査

食品監視安全課は、証明書発行機関及び都道府県等衛生部局と協力して、認定施設の衛生管理状況等について、必要に応じ調査を実施することができる。

(3) 証明書の返却等

ア 予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式 7 の取消願を、発行を申請した証明書発行機関に提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を、別紙様式 7 の取消願とともに、発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、証明書発行機関は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

(削除)

(4) 証明書の発行停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、輸出先国規制対策課は当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができるほか、地方農政局等は、輸出先国規制対策課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、輸出先国規制対策課は、必要に応じて食品監視安全課の意見を聴取するものとする。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

(削除)

5. その他

(1) 証明書の要否の判断について

輸出者は、証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難なときは、証明書発行申請前にインド政府に確認をすること。

(2) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、インドの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、インド向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、インド向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(3) 違反した輸出水産食品等に対する対応

輸出先国規制対策課は、インドの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をインド政府から受けるなど、インド向け輸出水産食品に問題が発生したときは、食品監視安全課及び地方農政局等に連絡するとともに、輸出者及び認定施設への原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置を採るものとする。

この場合において、問題点が改善されたと判断したときは、輸出先国規制対策課は、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、輸出先国規制対策課は、必要に応じ食品監視安全課に対し協力を求めるものとする。

(4) インド政府との協議

輸出先国規制対策課は、(3)に定めるもののほか、インド政府からの違反連絡等があったときは、インド側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

(2) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、インドの食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、インド向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、インド向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(新設)

(新設)

(別表)

1. 施設認定申請・事項変更申請・認定廃止申請等関係

(1) 施設認定申請先(要綱3(2)ア関係)

申請先は、以下のとおりとする。

申請先
認定を受けようとする施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等(以下3.参照)

(2) 認定施設の認定事項変更(要綱3(3)ア関係)及び認定廃止(要綱3(3)イ関係)申請先並びに

食品衛生法に基づく監視指導を受けた際の報告先(要綱3(4)イ関係)

申請又は報告を行う認定施設の区分	申請先・報告先
1.(1)の申請を行った認定施設の場合	1.(1)の申請を行った地方農政局等
令和3年3月までに都道府県等衛生部局又は厚生労働省地方厚生局健康福祉部食品衛生課により認定された認定施設の場合	認定施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等(以下3.参照)

2. 証明書発行申請先(要綱4(2)ア関係)

申請を行う認定施設の区分	申請先
1.(1)の申請を行った認定施設のインド向け輸出水産食品を輸出する場合	輸出先国規制対策課又は認定施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等(以下3.参照)
令和3年3月までに都道府県等衛生部局又は厚生労働省地方厚生局健康福祉部食品衛生課により認定された認定施設のインド向け輸出水産食品を輸出する場合	輸出先国規制対策課又は認定施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等(以下3.参照)

3. 地方農政局等一覧

管轄する都道府県	提出先・連絡先	住所	電話
----------	---------	----	----

(新設)

北海道	北海道農政事務所生産 経営産業部事業支援課	〒 064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22	011-330-8810
青森県、岩手県、宮城県、秋 田県、山形県、福島県	東北農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒 980-0014 仙台市青葉区本町 3-3-1 (仙台合同庁舎)	022-221-6402
茨城県、栃木県、群馬県、埼 玉県、千葉県、東京都、神奈 川県、山梨県、長野県、静岡 県	関東農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒 330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 (さ いたま新都心合同庁舎 2 号館)	048-740-5351
新潟県、富山県、石川県、福 井県	北陸農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒 920-8566 金沢市広坂 2-2-60 (金沢広坂合同庁舎)	076-232-4233
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒 460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-715-3073
滋賀県、京都府、大阪府、兵 庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒 602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町 下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎)	075-414-9101
鳥取県、島根県、岡山県、広 島県、山口県、徳島県、香川 県、愛媛県、高知県	中国四国農政局経営・ 事業支援部輸出促進課	〒 700-8532 岡山市北区下石井 1-4-1 (岡山第 2 合同庁舎)	086-230-4246
福岡県、佐賀県、長崎県、熊 本県、大分県、宮崎県、鹿児 島県	九州農政局経営・事業 支援部輸出促進課	〒 860-8527 熊本市西区春日 2-10-1 (熊本地方合同庁舎)	096-211-9334
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	〒 900-0006 那覇市おもろまち 2 丁目 1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館)	098-866-1673

(別添)

電子メールによる証明書の発行申請手続

1. 食品輸出計画書の提出

(削除)

輸出者は、別紙様式 8 に必要事項を記入の上、以下の手順により年度内の食品輸出計画書を証明書発  
行機関に提出すること。

(1) 食品輸出計画書は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で可能な範囲で  
記載すること。

(2) 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画  
を併せて記載して差し支えない。

(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、  
輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。

(削除)

(別添)

電子メール又は NACCS による証明書の発行申請手続

1. 証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式 8 に必要事項を記入の上、以下の手順により年度内の食品輸出計画書を書面にて  
証明書発行機関に提出すること。

① 食品輸出計画書は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で可能な範囲で  
記載すること。

② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画  
を併せて記載して差し支えない。

③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、  
輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。

(2) NACCS により発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

## 2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。
- (3) 証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。

## 2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又は NACCS を利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1.(1)の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行うときは、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。
- (3) NACCS により発行申請を行う場合にあつて、証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。

(別紙様式1)

年 月 日

(地方農政局等長名を記載) 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品施設認定申請書

下記の施設について、インド向け輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

### 1. 施設の名称、所在地及び法人番号

(日本語)  
(英語)  
(法人番号)

### 2. 施設の情報

	該当の有無 (※)	登録番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		

(別紙様式1)

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品施設認定申請書

下記の施設について、インド向け輸出水産食品を取扱う施設として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

### 1. 施設の名称、所在地及び法人番号

(日本語)  
(英語)  
(法人番号)

### 2. 施設の情報

	該当の有無 (※)	登録番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		

条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設		
----------------------------------	--	--

食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設		
---	--	--

※ 認定申請施設が該当するものに○をつけること。

3. 担当者の連絡先（担当者名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。）

【収入印紙貼付欄を作成（余白でも可）】

条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設		
----------------------------------	--	--

食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設		
---	--	--

※ 認定申請施設が該当するものに○をつけること。証明書発行機関が地方厚生局の場合にあっては、許可証等の写しを添付すること。

3. 担当者の連絡先（電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。）

【収入印紙貼付欄を作成（余白でも可）】

（別紙様式 2）

番 号  
年 月 日

年 月 日

食料産業局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 殿

証明書発行機関長

証明書発行機関名の長

インド向け輸出水産食品施設の認定（変更又は廃止）について

インド向け輸出水産食品施設の認定（変更又は廃止）について

下記の施設について、「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があり、内容を審査したところ適当と認めるので関係書類を添えて報告します。

「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、申請があり、内容を審査したところ適当と認められましたので、報告します。

記

記

（認定の場合）

認定施設の名称	認定施設の所在地名称
(日本語)	(日本語)
(英語)	(英語)

（認定の場合）

認定番号	認定施設の名称	認定施設の所在地
	(日本語)	(日本語)
	(英語)	(英語)

（変更の場合）

認定番号	認定施設の名称	変更事項
		(日本語)
		(英語)

（変更の場合）

認定番号	認定施設の名称	変更事項
		(日本語)
		(英語)

（廃止の場合）

認定番号	認定施設の名称	認定施設の所在地

（廃止の場合）

認定番号	認定施設の名称	認定施設の所在地

（別紙様式 3）

（別紙様式 3）

年 月 日

(地方農政局等長名を記載) 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品認定施設の認定事項変更承認申請書

インド向け輸出水産食品を取り扱う施設として変更の承認を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 認定番号
2. 施設の名称及び所在地
3. 変更事項

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品認定施設の認定事項変更承認申請書

インド向け輸出水産食品を取り扱う施設として変更の承認を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 認定番号
2. 施設の名称及び所在地
3. 変更事項

(別紙様式4)

年 月 日

(地方農政局等長名を記載) 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品認定施設の認定廃止願

下記のインド向け輸出水産食品認定施設の認定の廃止を願います。

記

1. 認定番号
2. 施設の名称及び所在地

(別紙様式5-1)

年 月 日

(別紙様式4)

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品認定施設の認定廃止願

下記のインド向け輸出水産食品認定施設の認定の廃止を願います。

記

1. 認定番号
2. 施設の名称及び所在地

(別紙様式5-1)

年 月 日

(地方農政局等長名を記載) 殿

※輸出先国規制対策課に申請する場合は食料産業局長

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品証明書発行申請書

下記輸出水産食品に関し、衛生証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 輸出水産食品の詳細 (日本語・英語併記とすること)

(1) 水産食品の詳細

①一般名及び学名:

(魚種が判明する程度加工された製品にあっては、当該食品の英名及び学名を記載することとし、それ以外の加工品にあっては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称とともに原料(魚種)の英名及び学名を記載すること。なお、学名はラテン語で記載すること。)

②状態又は加工方法:

(申請品目が包装のみを行った冷蔵の水産食品の場合は「冷蔵 Refrigerated」、申請品目が包装のみを行った冷凍の水産食品の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。)

③包装の種類:

④数量及び重量:

⑤保管及び輸送時の温度:

(2) 水産食品の由来

①認定施設の名称、認定番号及び住所

名称:

認定番号:

住所:

②荷送人の名称及び住所

名称:

住所:

(3) 水産食品の到着地

①出発地及び到着地 (港や空港の名称を記載すること。)

出発地:

到着地:

②輸送方法、コンテナ番号及び封印番号

輸送方法:

コンテナ番号 (航空便はAWB番号を記載): **厚生労働省HPの記載例から**

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品証明書発行申請書

下記施設で取り扱うインド向け輸出水産食品に添付する衛生証明書の発行を申請します。

記

1. 輸出水産食品の詳細

(1) 水産食品の詳細

①一般名及び学名:

②状態又は加工方法:

③包装の種類:

④数量及び重量

⑤保管及び輸送時の温度:

(2) 水産食品の由来

①認定施設の名称、認定番号及び住所

②荷送人の名称及び住所

(3) 水産食品の到着地

①出発地及び到着地

②輸送方法、コンテナ番号及び封印番号

封印番号（航空便は\*\*\*と記載）：

厚生労働省HPの記載例から

③荷受人の名称及び住所

名称：

住所：

2. 食品衛生監視員による監視指導の結果、認定施設が一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる書類（食品衛生監視票等）の名称、発行日及び番号

名称：

発行日：

番号：

3. 同一の取扱施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果  
なし・あり（ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入）

4. 誓約事項

当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) 本要綱に基づく証明書発行対象であるインド向け輸出水産食品（別紙様式6の証明事項4）及び5に係る証明事項を必要としない水産食品）である旨を、農林水産省ホームページで確認すること。
- (6) インド政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
  - ア. 輸出品は、認定施設により日本の食品衛生法に基づき生産・加工されていること。
  - イ. 輸出品は、管轄官庁の監督の下、衛生的な条件下で加工、梱包、保管、輸送されていること。
  - ウ. 輸出品は、インドで規制されている病原菌、有害物質及び異物を含んでいないこと。

5. 担当者の連絡先（氏名、電話番号及びメールアドレス）

（削除）

（別紙様式5-2）

年 月 日

③荷受人の名称及び住所

2. 食品衛生監視員による監視指導の結果、認定施設が一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる書類（食品衛生監視票等）の発行日及び番号（証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る。）

3. 同一の取扱施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果  
なし・あり（ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入）

4. 誓約事項

当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) 本要綱に基づく証明書発行対象であるインド向け輸出水産食品（別紙様式6の証明事項4）及び5に係る証明事項を必要としない水産食品）である旨を、農林水産省ホームページで確認すること。
- (6) インド政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
  - ア. 輸出品は、認定施設により日本の食品衛生法に基づき生産・加工されていること。
  - イ. 輸出品は、管轄官庁の監督の下、衛生的な条件下で加工、梱包、保管、輸送されていること。
  - ウ. 輸出品は、インドで規制されている病原菌、有害物質及び異物を含んでいないこと。

5. 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）

（申請書の記載に関する注意事項）

1. 1. の記入は日本語、英語併記によること。
2. 「一般名及び学名」については、魚種が判明する程度加工された製品にあつては、当該食品の英名及び学名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称とともに原料（魚種）の英名及び学名を記載すること。なお、学名はラテン語で記載すること。  
「状態又は加工方法」については、申請品目が包装のみを行った冷蔵の水産食品の場合は「冷蔵 Refrigerated」、申請品目が包装のみを行った冷凍の水産食品の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。  
「出発地及び到着地」については、港や空港の名称を記載すること。

（別紙様式5-2）

年 月 日

(地方農政局等長名を記載) 殿

※別紙様式5-1の申請書を輸出先国規制対策課に提出していた場合は食料産業局長

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品証明書発行申請書に係る届出書

○月○日に申請した別添(別紙様式5-1の写し)の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及び封印番号が判明したので届け出ます。

記

1. コンテナ番号

2. 封印番号

(別紙様式6)

Ministry of Agriculture Forestry and Fisheries

SANITARY CERTIFICATE  
Covering fish and fishery products for export  
to India for human consumption

Reference Number:

Country of dispatch: Japan  
Competent authority: Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries  
Inspection body:  
Phone: Facsimile:  
E-mail:

I. Details identifying the fishery products

Description- Species	State or type of processing:	Type of packaging:	Number of packages:	Net weight:
-------------------------	---------------------------------	-----------------------	------------------------	----------------

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品証明書発行申請書に係る届出書

○月○日に申請した別添(別紙様式5-1の写し)の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及び封印番号が判明したので届け出ます。

記

1. コンテナ番号

2. 封印番号

(別紙様式6)



Ministry of Health, Labour and Welfare

SANITARY CERTIFICATE  
Covering fish and fishery products for export  
to India for human consumption

Reference Number:

Country of dispatch: Japan  
Competent authority: Ministry of Health, Labour and Welfare  
Inspection body:  
Phone: Facsimile:  
E-mail:

I. Details identifying the fishery products

Description- Species	State or type of processing:	Type of packaging:	Number of packages:	Net weight:
-------------------------	---------------------------------	-----------------------	------------------------	----------------



human consumption requiring no further processing

The above fishery products shall comply with the relevant standards of Food Safety and Standards Authority of India and/or any other regulatory authority of the Government of India.

Done at \_\_\_\_\_ (Place) on \_\_\_\_\_ (Date)

Stamp \_\_\_\_\_ (Signature of official inspector)  
\_\_\_\_\_  
(Name and qualifications in capitals)

human consumption requiring no further processing

The above fishery products shall comply with the relevant standards of Food Safety and Standards Authority of India and/or any other regulatory authority of the Government of India.

Done at \_\_\_\_\_ (Place) on \_\_\_\_\_ (Date)

Stamp \_\_\_\_\_ (Signature of official inspector)  
\_\_\_\_\_  
(Name and qualifications in capitals)

(別紙様式 7)

年 月 日

(地方農政局等長名を記載) 殿

※別紙様式 5 - 1 の申請書を輸出先国規制対策課に提出していた場合は食料産業局長

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

○月○日付けで申請したインド向け輸出水産食品の衛生証明書について、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

取消理由：

※ 別紙様式 5 - 1 の証明書発行申請書の写し (別紙様式 5 - 2 を提出しているときは、当該様式の写しを含む。) 及び証明書の発行を受けているときは、当該証明書の原本を添付すること。

(別紙様式 7)

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

○月○日付けで申請したインド向け輸出水産食品の衛生証明書について証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

輸出水産食品の詳細

(1) 水産食品の詳細

- ① 一般名及び学名：
- ② 状態又は加工方法：
- ③ 包装の種類：
- ④ 数量及び重量
- ⑤ 保管及び輸送時の温度：

(2) 水産食品の由来



(削除)

(別紙様式 9)

**List of Signers for fishery products export to India**

Country : JAPAN

Inspection body: (name)

日本語 :

英語 :

(address)

日本語 :

英語 :

(phone)

(facsimile)

(E-mail)

S.No.	Name and Designation	Signature	Stamp

(別紙様式 9)

(別紙様式 10)

番 号  
年 月 日

発行機関名

輸出先国規制対策課長 殿

〇〇年度証明書発行件数 \_\_\_\_\_ 0 ※数式：A列を Count

地方農政局等長

**インド向け輸出水産食品 衛生証明書発行一覧**

インド向け輸出水産食品証明書発行件数報告

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日までの間に発行したインド向け輸出水産食品の証明書について  
下記のとおり報告します。

衛生証明書 発行番号	発行年月日	申請者名	認定施設名	認定施設番号

記

1. 証明書発行件数 (取消願による取消を除く)

